

埼玉県市街地再開発促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、当該市街地再開発事業の施行に際し、当該事業の施行者に補助をする市町村(政令指定都市を除く。以下「補助事業者」という。)に対して当該補助金を予算の範囲内において、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業(地方公共団体施行を除く)のうち、次のいずれかの基準及び要件に適合する事業(以下、「補助事業」という。)とする。

- 一 市街地再開発事業等に係る国庫補助採択基準及び実施要領(昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号)の第2に掲げる基準
- 二 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)付属第Ⅱ編イ-13-(2)、イ-13-(4)、イ-16-(1)、イ-16-(5)、ロ-13-(2)、ロ-13-(4)、ロ-16-(1)及びロ-16-(5)に掲げる各要件

(対象経費及び交付率)

第3条 補助事業のうち、補助対象経費は次の各号に要する経費とする。

- 一 社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅲ編イ-13-(2)、イ-13-(4)、イ-16-(1)、イ-16-(5)、ロ-13-(2)、ロ-13-(4)、ロ-16-(1)及びロ-16-(5)に掲げる各事項に要する経費
 - 二 市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号)第5の2に掲げる各事項に要する経費
 - 三 暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱(平成19年4月1日国都まち第119号、国都市第420号、国住街第259号)第3に掲げる各事項に要する経費
- 2 交付額は前項に規定する経費の1/9以内において知事が定める額とする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第2項に規定により付する条件は、次の各号に適合する事業とする。

- 一 本事業が鉄道駅から、原則として、概ね半径500mの範囲内において行われるものであること。ただし、コンパクトシティの形成に資する事業として、県が認めたものについてはその限りではない。
- 二 埼玉版スーパー・シティプロジェクトのコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素全てに該当する事業として、次のアからウまでに掲げる要件を全て満たし、埼玉版スーパー・シティプロジェクトのエントリーシート及び地域まちづくり計画を県へ提出すること。
 - ア 別表に定める「①コンパクト」の取組について、本事業で実施されることが確実に認められること。また、当該市町村において立地適正化計画を作成し、公表を行っていること(作成中

又は作成する予定で公表しているものを含む。)

イ 別表に定める「②スマート」の取組について、本事業で実施されることが確実と認められること。

ウ 別表に定める「③レジリエント」の取組について、本事業で実施されることが確実と認められること。

(補助協議)

第5条 補助事業者は、最初の県費補助を受けようとするときは、補助対象について、様式第1号の協議書を県に提出しなければならない。

2 県は第1項の協議書の提出があった場合においては、内容を精査し、本要綱に適合するものと認められたときは、様式第2号により通知するものとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号によるものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第1項第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(交付決定額の変更申請書の様式)

第9条 補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合において提出する変更申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、様式第6号の報告書により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）に提出する様式は、様式第7号のとおりとする。

二 補助金の交付の決定に係る会計年度（以下「事業年度」という。）が終了したときに提出する様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付)

第12条 県は、事業の円滑な実施を図るために必要があると認められたときは、補助事業の遂行の度合

いに応じ、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助金の交付は、様式第9号の請求書に基づき行うものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第10号の通知書により行うものとする。

(残存物件)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した場合において、施行者に対する補助金の交付の対象となった機械器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料が残存するときは、備品又は材料の残存価格（補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）の規定により算出した額をいう。）に補助の対象となった経費に対する補助金の割合を乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、様式第11号の承認申請書を知事に提出し、その承認を得て同種の補助事業に当該備品及び材料を継続して使用する場合は、この限りでない。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を、整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。
- 2 埼玉県市街地再開発事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 埼玉県市街地再開発彩り整備事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 4 埼玉県市街地再開発防災拠点整備事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 5 埼玉県市街地再開発事業費補助金交付要綱運用要領は廃止する。
- 6 埼玉県市街地再開発緊急促進事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県市街地再開発促進事業制度要綱は廃止する。
- 3 埼玉県市街地再開発事業等に係る県費補助採択基準は廃止する。
- 4 施行日において、既に改正前の本要綱等（廃止前の埼玉県市街地再開発促進事業制度要綱及び埼玉県市街地再開発事業等に係る県費補助採択基準を含む。）に基づき県費補助採択を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 施行日において、既に改正前の本要綱に基づき県費補助採択を受けた事業については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

要素	当該事業において取り組む内容
① コンパクト	<p>必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築する。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政施設、交流拠点、医療、福祉、子育て施設などの複合拠点を整備する。 ・歩行空間の創出やオープンカフェによる賑わい創出によりウォーカブルなまちづくりに取り組む。
② スマート	<p>新たな技術の活用などによる先進的な共助を実現する。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進のデジタル技術等を活用して住民、来訪者、就業者等へのサービスの向上や地域経済の活性化に取り組む。 ・災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供に取り組む。
③ レジリエント	<p>誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域を形成する。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にもエネルギー供給が途絶えない避難場所を設置する。 ・駅前広場や道路の無電柱化に取り組む。